

生活科学 センター だより

賃貸アパート退去する時に
修繕費を請求された

〔相談〕

5年前に友人の紹介で賃貸アパートを借りた。入居時に敷金や礼金は支払わなかったが、隣室の賃貸料より高い料金を滞ることなく支払ってきた。仕事の都合で来月末に出ると家主に申し出たところ、壁クロスの張替えや家のクリーニング代などを請求された。支払わないといけないか。

(40歳代男性)

〔処理〕

賃貸アパートなどを退去する時の修繕やハウスクリーニング費用は基本的に、建物の経年劣化や通常の使用による損耗については月々の家賃に含まれていると考えられているので、家主が負担します。しかし、借主の不注意や通常の使用方法に反する使い方法などによって室内を壊したり汚したりした場合は、借主が修

繕費用を負担します。

また、家主と借主との間で原則と違う特別の約束(特約)がある場合は、そちらが優先される場合があります。

このたびの相談者は契約書を交わしていないということなので特約はないと判断しました。以上のことを参考に請求の根拠を確認し、家主と話し合いをするよう助言しました。

〔アドバイス〕

賃貸アパートの壁クロスを傷つけた場合、借主の負担は㎡単位で考えます。しかし、破損部分だけを張替えることで色あせた他の古い部分と色が違ってしまふような場合はクロス一面分の張替えを借主負担とすることもあります。ただし、その場合でも、経年劣化を考慮し通常損耗・経年劣化分を差し引いたものが借主負担となります。

国土交通省ホームページの「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が、交渉する場合の参考になります。

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



契約をする時には契約書に書かれていることのほか特約もよく確認しましょう。特約は何でも有効というわけではありませんが、契約書に記載されていること、借主が通常の原状回復より不利な義務を負うことを理解していること、特約の効力を認めた結果が著しく借主の不利でないこと、などの条件を満たす場合に、家主と借主の間で合意をすれば不利な特約も有効と考えられます。契約前に不利な特約がないか確認し、変更できるか交渉してから契約することをお勧めします。

住民票の写し等の不正請求を防ぐため

「本人通知制度」をご利用ください

本人通知制度とは、住民票の写し等の不正請求と不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、本人以外の第三者に証明書を交付した時に本人に通知する制度です。

通知を希望する方は事前に登録が必要です。

申し込み・問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係(内線374)

くらしの ゼミナール

プリザーブドフラワー ひな祭りアレンジメント

日時 2月22日(日) 13:30~15:30

場所 生活科学センター講義室

内容 プリザーブドフラワーやひな祭りの小物を使って花飾りを作ります。

参加費 作品1個につき約3,000円

定員 15人(定員になり次第締め切り)

申し込み先 生活科学センター(☎22-4977)

福崎町の消費者行政に対する取り組みについて

町長 嶋田正義

福崎町では、平成22年4月から市川町・神河町と共同で、神崎郡消費生活中核センター(福崎町立生活科学センター内)を設置し、消費

生活に関する相談業務や啓発活動に取り組んでいます。

これまで同様に、今後も消費生活専門相談員のレベルアップや出前講座などによる消費者への啓発活動や

情報提供をとおして、悪質商法・架空請求など多様化・複雑化する消費者問題に対する被害防止に努めます。

また、関係機関や各種団体との連携により消費者保護対策や消費者教育を推進し、消費者のより安全・安心な暮らしの実現に向けて引き続き消費生活センター相談窓口の充実を図ります。

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時~16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

生ごみ処理容器・処理機(電気式)を使ってごみ減量化に取り組んでみませんか？



生ごみ処理機

生ごみ処理容器・生ごみ処理機(電気式)を購入された方に、購入費用の半額を助成しています。

	補助限度額	申請数 (1世帯につき)	申請に必要なもの
生ごみ処理容器	2,500円	2基まで	印鑑・領収書(口座振込を希望する場合は通帳)
生ごみ処理機(電気式)	20,000円	1基まで	印鑑・領収書・保証書・製品のカタログ(口座振込を希望する場合は通帳)

過去5年以内にこの補助を受けた方は対象となりません。

上記のものを持参のうえ、住民生活課へお越しください。

問い合わせ先 住民生活課(内線373)

住民生活課窓口からのお知らせ

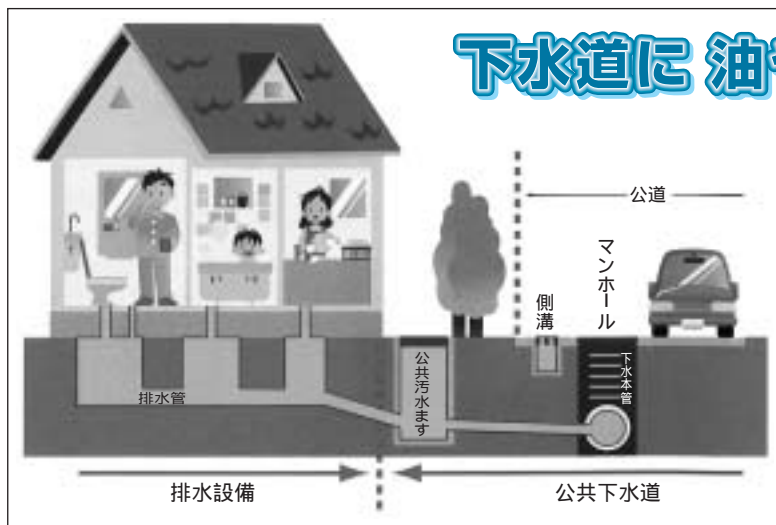
毎週金曜日は午後7時15分まで窓口業務を延長して行っています。

対応業務は、住民票、戸籍、印鑑証明書、所得証明書の交付です。

*住民異動、印鑑登録は除く。



下水道に油やごみを流さないで！



家庭の下水は、宅内排水設備、公共汚水ますを経由し、道路地下に埋設された下水道本管へ排出されます。勾配がつけられた本管に沿って、下水は自然に下流へ流れていきますが、自然な流れを確保できない所にはマンホールポンプが設置してあり、ポンプの力を利用して下流へ押し出します。最終的には福崎浄化センターで処理し、市川に放流しています。

マンホールポンプの詰まりが多発！

今年度、町内66か所のマンホールポンプのうち8か所で延べ17回、下水道本管で3回の詰まりがありました。このように本管が詰まったりマンホールポンプが故障すると高い修理代がかかり、利用者みなさんの負担が増えることとなりますので、十分ご注意ください。

詰まりやすい下水道

下水道は各家庭から流されるすべてのものを処理できるものではありません。特に油分を本管へ流した場合、内部に付着してだんだん固くなり、管を狭くしてしまいます。また、異物がからみつくると、すぐに詰まってしまいます。

問い合わせ先 上下水道課(内線387)



下水道管内に詰まった下着類

タオル、水に溶けない紙、髪の毛などが主な原因で下水道本管やマンホールポンプを詰まらせています。

確定申告・住民税申告のお知らせ



申告書は自分で書いてお早めに

平成26年分の所得税の確定申告の窓口での相談及び申告書の受付は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。申告書はできるだけ自分で書いて、申告期間内に早めに提出してください。

(申告が必要な方)

- ・事業(自営業など)、不動産(地代や家賃)、農業の所得がある方
- ・報酬、個人年金の受取金、保険の満期(解約)受取金などの所得がある方
- ・給与や年金を2か所以上からもらっている方
- ・給与所得者で年末調整をしていない方
- ・2種類以上の所得がある方(例:給与所得と不動産所得、年金所得と農業所得など)
- ・土地建物や株式等の譲渡があった方
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方 など

(申告に必要なもの)

- ・確定申告書(税務署から送付されている方のみ)
- ・源泉徴収票(給与所得者、年金受給者)
- ・報酬等の支払調書、個人年金や保険の満期受取金等の支払証明書
- ・収支内訳書(農業・営業・不動産所得等のある方)
- ・国民年金保険料等支払証明書
- ・生命保険や地震保険料(旧長期損害保険料)の支払証明書

お持ちの保険料控除証明書は全てご持参ください。

- ・医療費の領収書(保険金などで補てんされる金額がわかるものを含む)
- ・印鑑 など

農業所得・不動産所得等の必要経費で固定資産の租税公課が不明な方は、平成26年6月16日付けでお送りした「平成26年度固定資産税課税明細書」を必ずお持ちください。

収入がない場合も申告が必要です

申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定等の基礎資料となります。正しく保険税(料)を算定し、保険税(料)の軽減判定等を受けるためには、被保険者と世帯主の所得把握が必要です。収入がない場合でも必ず申告してください。

申告がないと軽減が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 姫路税務署(☎079-282-1135代)
役場税務課(内線344・345)

農業所得のある方へ

事前にご自身で販売金額や必要経費を必ず集計しておいてください。減価償却費の計算のみ職員がします。集計されていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくこともありますのでご了承ください。

医療費控除を受けられる方へ

平成26年1月1日から12月31日までに支払われた医療費が対象となります。医療費控除を受けられる方は事前にご自身で、支払金額や、保険金などで補てんがあった場合はその金額を必ず集計しておいてください。集計されていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくことありますのでご了承ください。

住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン等を利用して家屋の新築、購入または増改築をした場合で、一定の要件にあてはまる場合は、居住の用に供した年以後10年間、住宅借入金等の年末残高の合計額をもとに計算した金額の控除を受けることができます。

ただし、バリアフリー改修工事および省エネ改修工事等に係る特定増改築による住宅ローン控除の場合は、姫路労働会館で申告してください。

土地等の譲渡所得および事業所得(青色申告)のある方へ

土地等の譲渡所得及び事業所得のある方は、申告期間内に姫路税務署の開設する申告会場(姫路労働会館)で申告してください。

年金所得者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合でも、住民税の申告が必要です。また、所得税の還付を受けるために申告をすることができますので、ご注意ください。

平成26年分 確定申告・住民税申告相談会受付会場

月 日	曜日	受付時間	対 象 集 落	申告会場
2月16日	月	9時30分～14時	余田、小倉	余田公民館
2月17日	火	9時30分～15時	庄、鍛冶屋	鍛冶屋公民館
2月18日	水	9時30分～15時	南大貫、東大貫、西大貫	南大貫公民館
2月19日	木	9時30分～15時	北野、大門、加治谷、亀坪	大門公民館
2月20日	金	9時30分～15時	福田	福田公民館
2月21日	土	9時30分～15時	八千種地区の方	八千種研修センター
2月22日	日			
2月23日	月	9時30分～15時	山崎	山崎公民館
2月24日	火	9時30分～15時	馬田	文化センター
2月25日	水	9時30分～14時	板坂、田口	板坂公民館
2月26日	木	9時30分～15時	新町	新町公民館
2月27日	金	9時30分～15時	駅前	文化センター
2月28日	土	9時30分～15時	福崎地区、高岡地区の方	文化センター
3月1日	日			
3月2日	月	9時30分～15時	西野、井ノ口、辻川、田尻	田尻公民館
3月3日	火	9時30分～15時	西谷、西治、高橋	西治公民館
3月4日	水	9時30分～14時	桜、長野、神谷	長野公民館
3月5日	木	9時30分～15時	長目、中島、八反田、吉田	八反田公民館
3月6日	金	9時30分～15時	上中島、西光寺、西野野垣内	西光寺公民館
3月7日	土	9時30分～15時	田原地区の方	サルビア会館
3月8日	日			
3月9日	月	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月10日	火	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月11日	水	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月12日	木	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月13日	金	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月14日	土			
3月15日	日			
3月16日	月	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館

事業所得者の方に送付していた申告日程ハガキは送付しません。ご都合のよい日にご来場ください。身体のご都合等で会場にお越しになれない方は、役場 税務課 住民税係へ連絡をお願いします。

日曜日にも姫路労働会館で申告相談を受付します。

姫路税務署では、2月22日及び3月1日の日曜日にも姫路労働会館(姫路市北条一丁目98番地)で相談・申告書の受付を行いますので、所得税の確定申告の方はそちらもご利用ください。両日とも姫路税務署では申告書の受付等は行っていませんのでご注意ください。

申告期間中、役場での申告相談はできません。

対象集落の日にお越しになれない方は、別の集落会場、地区会場、もしくは3月9日以降にサルビア会館へお越しください。

会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。

問い合わせ先 役場 税務課(内線344・345)



税務署からのお知らせ

平成26年分の確定申告会場のご案内

区分	場所	日時
所得税 復興特別所得税	姫路労働会館	2/3(火)~3/16(月) 9:00~17:00
消費税 地方消費税	姫路税務署	3/17(火)~31(火) 9:00~17:00
贈与税	姫路労働会館	2/3(火)~3/16(月) 9:00~17:00

ご自宅で確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。作成した確定申告書はe-Taxで送信できます。また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。



ご自宅で、いつでも計算誤りのない申告書等を作成できます。作成した申告データを保存しておけば、翌年の申告時に活用できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。

混雑の状況等により早めに受付を終了する場合があります。

2/3(火)~3/16(月)の申告書の受付、用紙の交付は、姫路労働会館です。

用紙については、国税庁ホームページからも印刷することができます。

土曜、日曜、祝日を除きます。ただし、2/22(日)・3/1(日)は、会場(姫路労働会館)を開設しています。

会場周辺は大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税の2.1%)を、所得税と併せて申告・納付することとされています。

そのため、申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないようにご注意ください。

還付申告の方も含め、申告される全ての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

問い合わせ先 姫路税務署(☎079-282-1135代)

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度 フェニックス共済

区分	負担金	被害認定	給付金
住宅再建共済 (1)	年額5,000円	半壊以上	最高600万円
一部損壊特約 (H26年8月開始)	年額500円	一部損壊 (損害割合10%以上)	最高25万円
家財再建共済 (2)	年額1,500円	半壊以上 または床上浸水	最高50万円

- (1) 分譲マンションにお住まいの方も加入できます。
(2) 借家にお住まいの方も加入できます。

住宅と家財の同時加入や複数年一括払いによる割引制度があります。

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

Tel.078-362-9400 (平日9:00~17:00)

フェニックス共済

検索





福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

地域連携センター共同研究報告

「民俗学者・柳田國男にとつての辻川」

奈良教育大学 特任准教授 山崎善弘

りません。

2013年11月号の広報

(よもやま話第84話)では、民俗学者・柳田國男が誕生するにあたって、彼の辻川での経験が大変重要なものであったことを述べましたが、成人し、民俗学者となつた彼は辻川についてどのような想いを抱いていたのでしょうか。今回は、この点について若干の検討を行いたいと思います。

従来、この点については否

定的な見方をする向きがあり、『福崎町史』第二巻本文編において、儒学者の家風と辻川の一般人との間に隔たりがあつたこと、國男が郷里辻川を後にして再び辻川に住むことはなかつたことなどが記されています。確かに、彼らは事実です。しかし、彼が辻川を嫌っていたわけではあ

りません。明治33年(1900)、國男は東京帝国大学法科大学政治科を卒業し、農商務省農務局に入りました。翌年、柳田家の養子となり、柳田國男と名乗るようになります。官吏として多忙な日々を送っていました。大正2年(1913)に雑誌『郷土研究』の刊行を開始し、郷土史家、郷土研究家の寄稿を求める他、自ら多くのペンネームを用いて論文や見聞を執筆し始めました。そのペンネームの大半は辻川界隈の親族や知人、また柳田家の親戚に関わるものでした。

この点について、『福崎町史』第二巻本文編では、「どのような國男の意図からであつたのであるのか」と疑問を呈しています。私は素直に彼の望郷の念が色濃く表れたこととして捉えるべきだと思いません。そして、ここから彼の学問的背景が何であつたのか物が語られていると思います。

つぎに、國男と三木拙二との交流について見てみましょう。拙二は國男の友人でしたが、単なる友人というのではなく、故郷での知友というべき人物でした。二人の交流はお互いの晩年まで続きます。近年、神戸大学との連携事業が進むなかで、大庄屋三木家文書中から発見された絵葉書の文章に注目してみましよう。例えば大正12年(1923)11月31日付で、おそらく國男が朝日新聞社客員としてイタリアに出張した折りに拙二宛に郵送したものは、あと半年ほどはヨーロッパで暮らさねばならず、骨ばかり折れると漏らしています。そして、

末尾には、たまには辻川へ帰りたいと記しています。同様の趣旨の書簡類は他にも残存しています。

國男にとつての辻川の持つ意味を再認識する必要があるのではないのでしょうか。彼にとつて最も重要な故郷は辻川だったといえるでしょう。

『故郷七十年』(新装版)(神戸新聞総合出版センター、1989年)には辻川の明治初年の人や風景がいきいきと述べられていたことから疑いはありません。そして、その故郷とは、彼の民俗学研究の基礎を形成した場所であり、そのことと関係の深かつた三木家との交流を、彼はいつまでも大切に想っていたのです。



柳田國男から三木拙二への絵葉書(個人蔵)

文化センター行事予定(2/20~3/19)

神崎学園

日時: 2月26日(木) 10:00~12:00 専門講座

老人大学(神崎学園・福寿学園)閉講式

日時: 3月5日(木) 10:00~

サルビアセミナー(公開講座)

日時: 2月20日(金) 13:30~15:00

演題: 「ドラマで読み解く韓国社会・韓国文化」

講師: 神戸医療福祉大学 社会福祉学部経営福祉ビジネス学科 教授 総谷 智雄

老人大学一般教養講座(公開講座)

日時: 2月26日(木) 13:20~15:00

演題: 「漢字を通してみる日中のきずな」

講師: 神戸医療福祉大学 社会福祉学部経営福祉ビジネス学科 准教授 宋 栄芬

上記公開講座は、一般の方も参加できます。

